

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

令和7年8月8日 開催

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和7年8月8日（金） 午後1時30分から午後2時05分
- 2 会 場 赤穂市役所 6階 第2委員会室
- 3 出席者

被保険者代表	大道訓敏、伊澤節子、奥道一二美、金井貴子	
医師・歯科医師・薬剤師代表	田淵誠一、茶谷勝也、寺田晋一郎	
公益代表	西川浩司、安田哲、矢野英樹、山田和子	
市長	牟禮正稔	
事務局	(健康福祉部長)	高見直樹
	(医療介護課長)	中村光男
	(税務課長)	多田智浩
	(国保年金係長)	山本大輔
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 委員紹介
 - (3) 市長あいさつ
 - (4) 会長選任
 - (5) 議事録署名委員指名
 - (6) 議事
 1. 令和6年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
 2. その他
 - (7) 閉会

事務局

本日は、委員の皆さまには大変ご多用のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。ただ今から、赤穂市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。座って失礼いたします。

はじめに、当協議会委員の任期は3年となっております。本年度は、その初年度で、新たに委員の委嘱をさせていただいております。再任いただいております委員の方々も合わせまして、各委員のご紹介をさせていただきます。

本日の協議会資料の表紙裏面に記載しております名簿をご覧ください。ご着席順にご紹介させていただきますので、恐れ入りますが自席にて一礼をお願いいたします。

まず、診療側の代表といたしまして、本日所要のため欠席のご連絡をいただいておりますが、渡邊委員です。続きまして、田淵委員です。茶谷委員です。寺田委員です。

次に、公益代表といたしまして、矢野委員です。山田委員です。市議会を代表いたします、西川委員です。民生生活委員から安田委員です。

最後に、被保険者の代表といたしまして、大道委員です。伊澤委員です。奥道委員です。金井委員です。

なお、歯科医師代表の茶谷委員につきましては、本年6月の歯科医師会の役員改選に伴い、また、公益代表の西川委員、安田委員につきましては、本年4月の市議会の議長就任及び役員交代に伴い、今回からご参加をお願いしております。また、被保険者代表の奥道委員、金井委員につきましても、今回から、新たに委員に委嘱させていただき、ご参加をお願いしております。ご出席の委員の皆さまのご紹介は以上でございます。

また、本日、事務局からは、高見健康福祉部長、多田税務課長、山本国保年金係長、そして私、医療介護課長の中村が出席しております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、牟禮市長よりごあいさつ申し上げます。

市長

改めまして、皆さまこんにちは。本日は大変お忙しいなか、また、暑いなかにも関わらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。平素は、皆さま方には赤穂市の国民健康保険事業の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜っております。改めましてお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

赤穂市の国民健康保険は様々な課題がございますけど、平成30年度の国保制度改革によりまして、現在、都道府県と市町村が共同で運営する仕組みとなっております。さらに、都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図るため、保険料水準統一に向けた取組をこれまで進めてきたところであります。

この度、委員になられました方、また継続してなっていた皆さま方にはこれまで様々な形でご支援ご協力賜っております。そういった中で、兵庫県で将来の同一所得同一保険料を目指して、国民健康保険を運営していく方針が定められ、

更なる保険料水準の統一に向けて、具体的な議論が行われているところでございます。そうした中で赤穂市でも、県内の保険料水準の統一に向けまして、財政調整基金を活用しながら、計画的、段階的に保険税率の引き上げを行ってまいりますので、委員の皆さま方にはご理解を賜りたいと思っております。

国民健康保険につきましては、市民の健康と命を守っていく砦として、また一方で、医療水準の向上、医療費の高騰といったことで、国民健康保険財政はなかなか厳しいところでございます。そういった意味で、この運営協議会がいろんな形で赤穂市に対しまして、下支えをし、またご指導いただいていることに本当に心から感謝を申し上げます。

本日は、令和 6 年度決算見込みについてご説明をさせていただきます。1 人当たりの医療費が落ち着いた伸びとなっておりますけれども、一方で被保険者の減少が続くといった状況であります。今後とも、国保財政は厳しい運営が続くものと思いますので、引き続き皆さま方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

委員の皆さま方には、本日は慎重審議の上適切妥当なご検討を賜りますことを、改めてお願い申し上げまして、簡単措辞ですけれども、ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

続きまして、今後 3 年間の、会長と会長職務代理者の選任をお願いいたします。公益代表の中から選任することとなっておりますので、事務局より指名をさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり)

事務局

それでは、今期につきましては、会長を矢野委員、会長職務代理者を山田委員にお願いすることといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、矢野会長、ごあいさつをお願いいたします。

会長

昨年の 12 月 1 日にマイナ保険証に変わりました、私の母も自分のカードを持っていき、使っているのを見ていますと、高齢者の皆さんもうまく使っているのかなと思っています。

この国民健康保険は、先ほど市長のご挨拶にもありましたが、国民皆保険ということで、他国にもないすばらしい制度ということで、ここを守っていけないといけないのですが、とにかく運営するにあたってはお金の問題が非常に大きくなってきております。今後は、こういったことを皆さんとしっかりと話をしながら進めていけないといけないのですが、まずはこの協議会が市長からの諮問により運営していくということとなっております。今後、皆さんから貴重なご意見をちょうだいしながら、しっかりと前に進め、運営していきたいと思っていますので、どうぞ任

期の最後までよろしくお願いします。

事務局

どうもありがとうございました。

なお、市長はこのあとの他の公務のため、申し訳ありませんが退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(市長退席)

事務局

では、会議を続けさせていただきます。矢野会長、前の席へお願いいたします。

本日の委員の皆さまの出席状況を報告いたします。なお、渡邊委員から欠席の通知をいただいております。現在の出席者数は12名中11名で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので、運営協議会規則第6条の規定により、本会は成立いたしておりますのでご報告いたします。

それでは、矢野会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長

それでは、議事を進めさせていただきます。皆さまよろしくお願いいたします。まず始めに、本協議会は運営協議会規則第12条の規定により、会議を原則、公開することとなっております。本日は3名の傍聴者の方がいらっしゃいます。深町さん、松崎さん、前川さんです。それでは、入場いただきます。

(傍聴者入場)

会長

議事の前に議事録署名委員の指名がありますので、大道委員、伊澤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。本日の審議事項、令和6年度の赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、着座にて失礼いたします。はじめに、本日配布しております資料を確認させていただきます。事前に配布しておりました運営協議会資料をお願いいたします。表紙の裏面に本協議会委員名簿、続いて資料の目次、そして1ページ、令和6年度の国保特別会計決算見込から、16ページの用語解説という構成になっております。ページの欠落等はありませんでしょうか。

それでは、お手元の運営協議会資料に基づきまして、私の方から、歳入歳出決算の骨子についてご説明申し上げまして、詳細につきまして係長の方から説明させていただきますと思います。なお、本日、ご協議いただく国民健康保険事業特別会計決算につきましては、市議会におきまして決算認定の議決を得る前ということで、見込ということになりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。令和6年度の決算見込の状況であります。予算額に対する決算額を記載いたしております。表の下、歳入合計欄をご覧ください。左から3列目の決算額でございますが、49億352万4千円で、予算額に対する執行率は95.5%となっております。

2ページをお願いいたします。表の下、歳出合計欄の決算額ですが、48億9,352万9千円で、予算執行率は、95.3%となっております。下側の表をご覧ください。剰余金等の状況であります。まず、決算剰余金ですが、先ほどの歳入、歳出を差し引きした実質収支額は999万5千円で、繰越金として令和7年度補正予算に計上することになります。なお、1ページの歳入、科目の7番目、繰入金のうち基金繰入金をご覧いただきたいと思います。財政調整基金3千万円を取り崩すことによりまして、実質収支の黒字を確保するといった形の決算となっております。

2ページ、下側の表にお戻りいただきまして、剰余金の下になりますが、令和6年度に歳入いたしました県補助金の超過交付、いわゆるもらい過ぎが発生しており、その精算額1,352万3千円につきましては、令和7年度に県へ返還する必要がございます。結果、繰越金に対し補助金返還額が352万8千円上回り、財源が不足することとなりますが、令和7年度補正予算において財政調整基金から追加繰り入れをすることによりまして、その財源調整を行いたいと考えております。

決算についての骨子の説明は以上でございます。詳細につきましては係長から説明をさせていただきます。

事務局

失礼いたします。決算見込みの詳細につきまして、引き続き、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。資料1ページをお願いします。令和6年度決算見込の対予算額比較でございます。

まず、歳入ですが、1の国民健康保険税につきましては、決算額7億5,205万3千円、予算比較1,036万7千円の増となっております。保険税の状況につきましては、後ほど10ページで詳細のご説明をいたします。

次に、4の国庫補助金ですが、決算額504万9千円で、こちらは保険証廃止に伴い資格確認書等を発行するためのシステム改修経費等に対して交付されたものです。

次に、5の県支出金ですが、決算額37億1,174万6千円、予算比較2億306万8千円の減となっております。このうち普通交付金は、市町の保険給付に要する費用に対して交付されるもので、35億7,016万6千円、予算比較1億9,926万8千円の減となっております。また、特別交付金は、市町の特別な事情に応じて交付されるもので、1億4,158万円、予算比較380万円の減となっております。

次に、7の繰入金のうち一般会計繰入金ですが、決算額3億7,744万円で、内訳につきましては、低所得者に対する保険税軽減等に係る保険基盤安定等繰入金や財政安定化支援事業繰入金など、右側の説明欄に記載のとおりであります。その下の基金繰入金は、財源不足を調整するため、財政調整基金から3千万円を繰り入

れております。

歳入合計は、49 億 352 万 4 千円で、予算額に対しまして 2 億 3,292 万 6 千円の減となっております。

続きまして、歳出について、2 ページをお願いいたします。

まず、1 の総務費ですが、人件費や事務費、運営協議会費などに係る経費で、決算額 7,249 万円となっております。

次に、2 の保険給付費ですが、決算額は 35 億 6,463 万 4 千円で、予算執行率 94.4%、不用額は 2 億 1,181 万 2 千円となっております。保険給付費のうち療養給付費は、保険医療機関などが保険者に対して請求している現物給付分ですが、決算額は 30 億 1,667 万 8 千円となっております。その下の療養費は、柔道整復師などによる施術や、コルセット等治療用装具の償還払い分ですが、決算額は 2,712 万 7 千円となっております。また、その 2 つ下の高額療養費ですが、決算額 4 億 9,560 万円となっております。

次に、3 の国保事業費納付金ですが、県内の医療給付費や所得水準等により決定され、県が国保事業に要する費用に充てるために市町から徴収するもので、決算額は 11 億 8,113 万円となっております。

4 の保健事業費ですが、決算額は 3,972 万 1 千円となっております。その内訳は、右側の説明欄に記載のとおりで、保健事業の実施状況については、後ほど 13 ページにて詳細のご説明をいたします。

歳出合計は、48 億 9,352 万 9 千円で、予算額に対しまして 2 億 4,292 万 1 千円の不用額となっております。

なお、3・4 ページにつきましては、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の区分ごとの決算内訳を記載しております。また、5・6 ページにつきましては、対前年度決算額との比較を記載しておりますので、参考にご覧いただけたらと思います。

続きまして、国民健康保険事業の状況についてご説明いたします。7 ページをお願いいたします。まず、被保険者数及び世帯数の状況ですが、令和 2 年度から 6 年度の被保険者数と世帯数の年間平均を表とグラフで記載しております。

令和 6 年度についてですが、被保険者数は 8,149 人で、対前年比 95.3%と、4.7%減少、世帯数は 5,549 世帯で、対前年比 96.7%と 3.3%減少するなど、被保険者数、世帯数とも過去最少となっております。被保険者の減少が加速しておりますが、後期高齢者医療制度への移行をはじめ、健康保険適用拡大による被用者保険への移行、少子化などの影響によるものであると考えられます。

8 ページをお願いいたします。保険給付費の状況ですが、令和 2 年度から 6 年度の給付状況を表にしております。

まず、(1)療養給付費の令和 6 年度費用額は、上から 5 行目の右から 3 列目ですが、40 億 7,364 万 1 千円、対前年比 96.0%、その 2 つ右の 1 人当たり費用額は 49 万 9,895 円、対前年比 100.7%となっております。

次に、(2)療養費の令和 6 年度費用額は 3,634 万 1 千円、対前年比 97.6%、1 人当たり費用額は 4,460 円、対前年比 102.5%となっております。

次に、(3)高額療養費の令和 6 年度の金額は 4 億 9,297 万 7 千円、対前年比 99.2%、1 人当たり金額は 6 万 495 円、対前年比 104.1%となっております。いずれの区分においても、1 人当たり医療費の金額は前年度から増加傾向にあります。

9 ページをお願いいたします。出産育児一時金は、令和 6 年度 15 件で、前年度に比べ 4 件の増、葬祭費は令和 6 年度 55 件で、前年度に比べ 17 件の減となっております。

続きまして、令和 6 年度の国民健康保険税の状況についてご説明いたします。10 ページをお願いいたします。現年度課税分について、医療給付費分が調定額 5 億 790 万 2 千円に対し、収入済額 4 億 8,295 万円、後期高齢者支援金分が調定額 1 億 9,358 万 3 千円に対し、収入済額 1 億 8,421 万 1 千円、介護納付金分が調定額 5,539 万 2 千円に対し、収入済額 5,102 万円となっております。

表の右下、全体の収納率ですが、現年度課税分は 94.89%と、前年度と比較して 0.23 ポイント上昇、滞納繰越分は 14.48%で、前年度と比較し 1.06 ポイント上昇しております。

続きまして、保険税率、税額等についての、令和 6 年度決算、及び令和 7 年度の当初予算と本算定結果の状況についてご説明いたします。11・12 ページをお願いいたします。

県内の保険料水準の統一に向けた税率等の改正につきましては、令和 9 年度の県が推計する税率に向けまして、年度ごとの被保険者の負担を平準化するために、改正幅がほぼ同じとなるよう、計画的・段階的に改正を行うこととしており、令和 7 年度については、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれ、この表の税率欄のとおり、改正を行ったところであります。

また、課税限度額につきましては、法令改正に伴い、令和 7 年度は医療給付費分、後期高齢者支援金分の改正を行っております。

次に、令和 7 年度の当初予算見込額と本算定、いわゆる当初課税額の比較ですが、表の中段少し下、墨つきカッコの小文字 a の賦課額、一番右側の比較欄をご覧ください。医療給付費分は、予算に対して 338 万円の減、後期高齢者支援金分は 9 万 8 千円の減、介護納付金分は 246 万 9 千円の減となっております。

最後に、保健事業の状況についてご説明いたします。13 ページをお願いいたします。

まず、(1)特定健康診査・特定保健指導の状況ですが、令和 6 年度の特定健康診査受診率の見込は、38.7%、前年度と比較し 3.6 ポイント上昇し、特定保健指導実施率の見込は、38.9%、前年度と比較し 5.2 ポイント下降しております。

次に、(2)その他の保健事業ですが、上から順に令和 6 年度の実績、令和 7 年度の計画についてご説明いたします。

まず、特定健診の未受診者勧奨としまして、8 月から 3 月にかけて電話勧奨を

698 人に、訪問勧奨を 1,087 人に実施し、さらに、令和 6 年度新規事業として 5 月、8 月、1 月に、延べ 9,102 通のハガキの送付により勧奨を行いました。勧奨の実施にあたっては、過去の健診データなどから人工知能を活用し、対象者の優先度の設定、個人特性に合わせたメッセージの送り分けを行い、より効果的な健診受診率向上に努めました。今年度はさらに SMS による勧奨を追加で行います。

次に、糖尿病性腎症重症化予防事業、重複・頻回受診者訪問指導、受診勧奨判定値超えの人への受診勧奨については、記載のとおり対象者を選定し、訪問により実施しました。今年度も同様の事業を行う予定としています。

次に、健康奨励事業として、40 歳未満の被保険者の特定健診や、40 歳以上の人々が特定健診と併せて行うがん検診等を無料で受けられるよう助成を行っています。また、健診受診の結果、要精密検査、要医療と判定された人の再検査や受診にかかる医療費の一部負担金を上限 3 千円までの助成を 92 人に行いました。こちらにも、同様の事業を今年度も引き続き行ってまいります。

次に、後発医薬品差額通知を 93 人に対して行っています。赤穂市の令和 6 年 9 月診療分の後発医薬品の使用割合は 81.8%となっています。今年度については、昨年までの同様の事業を国保連へ業務委託をし、実施しています。

最後に、令和 6 年度新規事業として、服薬情報通知を行いました。こちらは、多剤・重複服薬投与者を対象として、300 人に対してお知らせを送付し、かかりつけ医、かかりつけ薬局へ服薬相談をご案内しました。また、そのうちの 28 人には電話にて専門職から保健指導も実施しており、今年度も同様の事業を行う予定としています。

以上で、令和 6 年度決算見込み等に係る説明を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは先ほどの事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

委員

報告事項ですけど、後発品への代替率が 81.8%と今お聞きしましたけど、前にも申し上げたのですが、今、日本国中で薬不足で、後発品に代えたいが後発品がないという事象が結構あります。ですから、後発品があれば、この数字はもっと上になっているであろうということで、ご理解いただきたいと思います。

会長

他に皆さんの方からよろしいですか。
ないようでしたら、先ほどの事務局の説明についてご了承いただいてよろしいですか。

委員

(「異議なし」の声あり)

会長

ありがとうございます。

次の、2 番その他ですけれども、何か委員の皆さんの方から、何かございましたら、ざっくばらんに言っていただけたらと思います。

委員

マイナンバーカードに健康保険証の情報が入っているのですが、乳幼児や重度障害者などの福祉医療については、赤穂市では入れる予定はあるのですか。

事務局

国は令和 7 年までで先行実施、令和 8 年度から本格実施という予定を掲げております。

赤穂市につきましても、令和 8 年度に導入したいというところで、関係部署と調整をいたしていきたいと考えております。

会長

他にはよろしいですか。特にないようでしたら、これをもちまして会議を終了させていただきます。それでは皆さん長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 5 分)